

令和3年8月6日

各位

北群馬信用金庫
理事長 入澤達也

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら当金庫元職員による、下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的役割を担い、高い信用と倫理観を求められている金融機関でありながら、このような事態を招きましたことについて誠に申し訳なく、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃より当金庫と取引していただいておりますお客さま、会員の皆さま、ならびに地域の皆さまに対しまして、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要及び発覚の経緯

(1) 吾妻郡内の支店に勤務しておりました元職員(20歳代、男性)が、平成30年9月10日から令和3年3月24日までの間に、お客さまの定期預金の解約金、普通預金の払戻金や入金分等を着服していたことが令和3年3月26日に判明いたしました。

(2) 着服先 23先 着服金額 14,674千円

※令和3年8月5日現在判明分

(3) お客さまから、定期預金の解約に関するお問い合わせがあり、調査の結果、着服の事実が判明いたしました。

(4) 着服金は遊興費や飲食代等に費消していました。

2. お客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、事実関係をご説明したうえでお詫び申し上げ、被害金額全額を弁償いたしました。

3. 監督官庁への届出等

本件につきましては、事件発覚後速やかに監督官庁への届出を行っております。また、所轄の警察にも報告しております。

4. 人事処分について

当該職員については、令和3年7月19日付で懲戒解雇処分としました。管理責任を明確にするため、関係管理職につきましても、当金庫規程に則り厳正な処分を行いました。

また、経営責任を明確にするため、理事長以下代表理事の役員報酬を減額しました。

5. 再発防止について

今般の不祥事件を厳粛に受け止め、徹底した発生原因分析を行うとともに、今後このような事態を二度と発生させないよう全力で再発防止に取り組んでまいります。これまでも増して、法令等遵守態勢及び内部管理態勢の充実・強化を図り、役職員一丸となって皆さまからの信頼回復に向け取り組む覚悟でございます。

本件に対するお問い合わせ先

北群馬信用金庫 総務部

電話番号:0279-22-3111

受付時間:休業日を除く午前9時から午後5時